

あたりまえに働きえらべる暮らしを ～障害者権利条約を地域のすみずみに～



「あたりまえ」を実現する
あきらめない運動を!

前回の37次にご協力いただいたみなさん。毎回このとりくみにご協力いただいているみなさん。わたしたちが結成以来とりくんでいる国会請願署名・募金の38回目のとりくみが始まります。

障害者自立支援法に替わる新しい法律づくりに向けて、障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会においてさまざまな障害のある当事者、障害者団体の代表らが1年4カ月あまりをかけて議論を続けてきたことはご存知の方も多いと思います。そうしてまとめられたのが「骨格提言」でしたが、現在の「障害者総合支援法」には、この「骨格提言」の内容がほとんど入ることはありませんでした。未だ、限られた支援しかできない・利用料を払わなければいけないなど、問題は何も解決されていません。

前回の請願結果は、衆議院では理事会の協議の結果、保留となり審査未了に。参議院でも議院にて審査されましたが、審査未了という残念な結果になりました。

しかし、国会議員の地元事務所訪問や国会請願行動を通して、障害当事者も含め全国からより多くの声を国会に届けることができたのは、これからの影響を与える大きな成果でした。

そうした中で、2014年1月日本政府は「障害者権利条約」を批准しました。障害のある人のより充実したくらしの実現に向け、当事者や関係団体も大きな期待を寄せています。障害があってもなくても、誰もがあたりまえにくらせる地域社会となるように、法制度のいっそうの拡充が必要です。

署名の取り組みは、地域の全住民を対象とする取り組みです。その推進には、署名を進める一人一人が、アイアイハウスの仲間たち、また全国の仲間たちの願いの実現のために、障害者権利条約に描かれたよりよい社会を目指して、一緒にがんばれるかにかかってきます。

前回同様、共感をリレーしていきたい、という思いは変わりません。障害のある人の生きづらさ、生活しづらさを知って共感と理解をいただくよう、よろしくお願いいたします。

《お願い》

1. 署名は年齢や国籍による制限はありませんのでどなたでもご協力いただけます。
出来ればご家族の方の分もふくめ、1枚につき10名分のご記入をお願いします。
2. 住所はできるだけ都道府県からご記入下さい。押印は特に必要はありません。
3. 取り組み期間は2015年3月末日までです。署名は集まり次第、同封の返信用封筒で
ご返送ください。(封筒に切手をはる必要はありません)
また、募金には同封の郵便振込み用紙をご利用ください。(手数料はかかりません)

【お問い合わせは】

アイアイハウス TEL 803-0222
とうふ屋 あい愛 TEL 414-8181
メール aiai_house@yahoo.co.jp

きょうごされん第38次国会請願署名・募金にご協力をお願いします。

